



# 宮 崎 県 公 報

平成29年12月14日 (木曜日) 号外 第 70 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 条 例

頁

○宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (議会事務局) 1

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県条例第43号

#### 宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例 (平成14年宮崎県条例第27号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公文書の開示義務) 第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  ア～エ [略] (3)～(8) [略]	(公文書の開示義務) 第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  ア～エ [略] (3)～(8) [略]

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。